

(掲載用)

南監第 18 号

令和4年8月2日

南 関 町 長	佐 藤 安 彦 様
南関町議会議長	立 山 秀 喜 様
南関町教育長	谷 口 慶志郎 様
選挙管理委員会委員長	永 松 貞 信 様
農業委員会会長	井 上 繁 孝 様

南関町監査委員 繁松 哲也

南関町監査委員 立山比呂志

令和4年度第一回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第9項及び南関町監査委員に関する条例第14条の規定に基づき、監査の結果を別紙のとおり報告します。

令和4年度第一回定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第3項、第4項及び南関町監査委員に関する条例第4条第1項の規定に基づき、南関町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果は、下記のとおりである。

記

1. 監査の期日

令和4年7月1日から7月22日までの間において、10日間にわたり別表「実施日程」のとおり実施した。

2. 監査の対象

(1) 事項及び範囲

- (ア) 令和3年度決算状況及び諸帳簿の整理状況について
- (イ) 令和4年度予算執行計画及び実施状況について
- (ウ) 施設の管理状況について
- (エ) その他財務に関する事項及び経営に係る事業の管理について

(2) 提出書類

- (ア) 令和3年度執行状況に関する調べ（様式1号、様式2号）
- (イ) 職員の配置及び事務分担表（様式3号）（令和4年7月1日現在）
- (ウ) 職員の現員調（様式4号）（令和4年7月1日現在）
- (エ) 令和4年度主な事務事業の年間計画とその執行状況調（様式5号）
- (オ) 令和3年度予算の流用・充用に関する調（様式6号）
- (カ) 収入未済額（滞納状況調）（ただし、該当する課のみ）

3. 監査の重点

- (1) 歳入、歳出は適正に事務処理されているか
- (2) 予算執行計画に基づく事務事業の執行がなされているか
- (3) 関係諸帳簿は、整理されているか
- (4) 施設の管理運営は適正になされているか
- (5) 職員の配置及び事務分担が適正になされているか

4. 監査の方法

監査においては、事前に各課等から資料の提出を求め、計数や記載事項の点検及び確認を行った。また、監査当日は、歳入では、「収入未済の理由」、歳出については、「執行率が85%以下の科目についての理由」また、「流用、充用に至った理由」について等別添資料により詳細な説明を受けた。

併せて、令和4年度の主な事務事業の年間計画とその執行状況の説明を受けた。

5. 監査の結果

今回実施した定期監査の結果は、予算の執行を含め、関係諸帳簿とも概ね良好な事務処理がなされていると認められた。

令和3年度は、依然として国の財政状況は厳しさの一途にあるが、町財政は厳しいながらも健全な運営がなされている。

(1) 共通的事項

- ①コロナ禍と豪雨災害の影響で、事業や会議の中止により不用額の補正漏れや、止むを得ない繰越事業、流用・充用があるものの、補助金返還等含め税収の落込みもなく、概ね良好に執行された。
- ②新庁舎建設に伴い、維持費の増大が見込まれるので、全課において節約に取り組まれない。
- ③防災行政無線デジタル化工事が諸事情のため遅れているが、住民の安全を守るため早急な事業の完成を望む。

(2) 収入・支出事務

①収入未済額について

令和3年度末における収入未済額(現年分及び滞納繰越分)は、次のとおりである。

町税	120 件	2,330,445 円 (対前年比 92.3%減)
国民健康保険税	109 件	6,528,483 円 (対前年比 38.3%減)
公営住宅使用料	27 件	4,018,420 円 (対前年比 0.2%減)
定住促進住宅使用料	7 件	2,042,800 円 (対前年比 23.5%増)
駐車場使用料(公営住宅)	21 件	3,150 円 (対前年比 250.0%増)
駐車場使用料(定住促進)	4 件	4,000 円 (対前年比 81.8%減)
専用水道使用料	59 件	179,130 円 (対前年比 22.5%減)
下水道使用料	1,485 件	6,204,170 円 (対前年比 5.9%増)
浄化槽使用料	274 件	772,770 円 (対前年比 71.4%増)
児童福祉費負担金(保育料)	13 件	315,960 円 (対前年比 10.0%減)
介護保険料	244 件	2,252,783 円 (対前年比 18.7%減)
後期高齢者医療保険料(普徴)	13 件	58,800 円 (対前年比 62.4%減)
計	2,376 件	24,710,911 円 (対前年比 56.3%減)

未返還(まちづくり課)

関所っ子誕生祝金 4 件 4 人 693,000 円

結婚報奨金 1 件 1 人 50,000 円

定住住宅取得(リフォーム) 1 件 1 人 500,000 円(R4.4.20 完納)

滞納額の減少に至り、課税・徴収とも良好であるが、各課は連携をさらに強化し、それぞれの滞納額の減少に努められたい。

町民の町徴収金の公平、公正な納付という見地から、また、貴重な自主財源でもあり、より一層の徴収率の向上を図る必要がある。

②不納欠損について

町税・国民健康保険税等の不納欠損が下記のとおり多額に行われたことについては、やむを得ない理由があるものと思慮されるものの、納税相談や実態調査をより強化して、時効中断等法的措置を十分行い安易に不納欠損処理に至らないよう努めるべきである。

i 地方税法第18条第1項(消滅時効:時効5年)の規定に基づくもの

・町税 0 件 0 円(対前年比 同)

・国民健康保険税 0 件 0 円(対前年比 同)

ii 執行停止に係るもの・18条の1

- ・町税 10 件 (8 名) 189,423 円 (対前年比 13.4%減)
- ・国民健康保険税 21 件 (19 名) 737,259 円 (対前年比 13.7%増)
- iii 地方税法第 15 条の 7 第 4 項 (執行停止 : 時効 3 年) の規定に基づくもの
 - ・町税 5 件 (5 名) 154,638 円 (対前年比 63.8%減)
 - ・国民健康保険税 6 件 (6 名) 274,199 円 (対前年比 88.6%減)
- iv 地方税法第 15 条の 7 第 5 項 (即時消滅) の規定に基づくもの
 - ・町税 129 件 (124 名) 3,341,187 円 (対前年比 2,123.0%増)
 - ・国民健康保険税 41 件 (39 名) 3,014,766 円 (対前年比 16,648.7%増)
- v 介護保険法第 200 条第 1 項 (時効 2 年) の規定に基づくもの
 - ・介護保険料 101 件 (21 名) 942,863 円 (対前年比 13.8%減)
- vi 高齢者の医療の確保に関する法律第 160 条第 1 項の規定に基づくもの
 - ・後期高齢者医療保険料 11 件 (4 名) 58,000 円 (対前年比 皆増)
- vii 地方自治法第 236 条第 1 項 (時効 5 年) の規定に基づくもの
 - ・保育所運営費負担金 0 件 0 円 (対前年比 同)
- viii 地方自治法第 236 条第 2 項 (時効 5 年) の規定に基づくもの
 - ・下水道使用料 67 件 (4 名) 188,820 円 (対前年比 66.7%減)
 - ・浄化槽使用料 0 件 0 円 (対前年比 皆減)
- ix 民法第 145 条 (時効 5 年) の規定に基づくもの
 - ・住宅使用料 2 件 (2 名) 155,050 円 (対前年比 84.1%減)
- 計 393 件 (232 名) 9,056,205 円 (対前年比 39.2%増)

③予算の流用・充用について

緊急性もありやむを得ない場合に限りという原則を徹底し、極力補正予算での対応に努めると共に、当初予算要求時に充分配慮すべき点が考えられる。

(3) 財産管理・施設管理事務

①財産管理について

普通財産の払い下げ 3 件 (豊永、小原、下坂下) 594,700 円執行された。
今後も払下げ可能な物件は、財産処分を行うべきである。

②施設管理について

全体的に建物及び周辺整備については、一部指導する箇所もあったが、概ね良好に管理されていた。

(4) その他の事項

帳票・帳簿類については、その都度、担当者へ指摘を行い改善を指導した。

(別 表)

実施日程

期 日	午 前	午 後
7 月 1 日 (金)	南町民センター・議会事務局	まちづくり課・会計課
7 月 4 日 (月)	健 康 推 進 課	
7 月 5 日 (火)	福 祉 課	
7 月 6 日 (水)	農業委員会	経 済 課
7 月 7 日 (木)	教育課 (図書館含む)・給食センター	
7 月 8 日 (金)	第四小学校・第二小学校・第三小学校・第一小学校・中学校	
7 月 1 3 日 (水)	建 設 課	
7 月 1 4 日 (木)	総 務 課	
7 月 1 5 日 (金)	各施設・総務課(予備)	各 施 設
7 月 2 2 日 (金)	税 務 住 民 課	

1 5 日 (金) 各施設

9 時 00 分頃～ 9 時 30 分頃まで (30 分)	せきすい斎苑
9 時 40 分頃～10 時 00 分頃まで (20 分)	定住促進住宅
13 時 05 分頃～13 時 25 分頃まで (20 分)	B&G 海洋センター
13 時 35 分頃～14 時 05 分頃まで (30 分)	南関浄化センター
14 時 10 分頃～14 時 40 分頃まで (30 分)	ふれあい広場
14 時 50 分頃～15 時 20 分頃まで (30 分)	交流センター
15 時 25 分頃～16 時 00 分頃まで (35 分)	農就センター・農村広場

(掲載用)

南 監 第 5 2 号

令和5年2月24日

南 関 町 長	佐 藤 安 彦 様
南関町議会議長	立 山 秀 喜 様
南関町教育長	谷 口 慶志郎 様
選挙管理委員会委員長	永 松 貞 信 様
農業委員会会長	井 上 繁 孝 様

南関町監査委員 繁松 哲也

南関町監査委員 立山 比呂志

令和4年度第二回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第9項及び南関町監査委員に関する条例第14条の規定に基づき、監査の結果を別紙のとおり報告します。

令和４年度第二回定期監査結果報告書

地方自治法第１９９条第１項、第３項、第４項及び南関町監査委員に関する条例第２条第１項の規定に基づき、南関町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果は、下記のとおりである。

記

１．監査の期日

令和５年１月２０日から２月９日までの間において、１４日間にわたり別表「監査の実施日程」のとおり実施した。

２．監査の対象

(１) 事項及び範囲

- (ア) 令和４年度予算の執行状況及び諸帳簿の整理状況について
- (イ) 令和４年度（１月～３月）主な事務事業の執行計画について
- (ウ) 施設の管理状況について
- (エ) その他財務に関する事項及び経営に係る事業の管理について

(２) 提出資料

- (ア) 令和４年度予算執行状況に関する調（様式１号・様式２号）
- (イ) 令和４年度（１月～３月）主な事務事業の執行計画調（様式５号）
- (ウ) 令和４年度予算の流用・充用に関する調（様式６号）
- (エ) その他必要と思われる説明資料
- (オ) 収入未済額（滞納状況）調（但し、該当する課のみ）

３．監査の重点

- (１) 歳入、歳出は適正に事務処理されているか。
- (２) 予算執行計画に基づく事務事業の執行がなされているか。
- (３) 関係諸帳簿は整理されているか。
- (４) 施設の管理運営は適正になされているか。

４．監査の方法

監査においては、事前に各課等から資料の提出を求め、計数や記載事項の点検及び確認を行った。また、監査当日は、歳入では未収金の収納時期等、歳出については、執行率７０％以下の科目について監査対象課等の担当者より詳細な説明を受けた。併せて今後の決算見込みについて、事務事業の執行計画を基に説明を受けた。

5. 監査の結果

令和4年1月4日に新庁舎が開庁し、これを機に保健センターと地域包括支援センターが本庁へ移転し、介護保険係と連携した「健康推進課」が新設された。

慌ただししい中にも事業及び予算執行は、概ね良好な事務処理がなされているものと認められた。

令和2年より続くコロナ禍の中、本年度も事業や諸会議・研修会等の変更があったが、徐々に以前の状態に戻りつつある。

新庁舎建設工事費、防災行政無線デジタル化工事等の支払いも済んだが、今後も安全・確実な予算の執行を求めるものである。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も今後は見込めない中、自主財源の比率向上が今後の課題であり、年度末に向け、滞納繰越分も含めたより一層の収納率向上を望むものである。

今後もおお一層の厳しい財政運営が続くものと思われ、令和3年度のピークから次のピークである7年度までの間、効率的かつ適正な緊縮財政に努められたい。

(1) 共通的事項

① 滞納金の整理について

令和4年12月31日現在における町税等の滞納繰越分収入未済額は、14,508,995円（前年同期29,260,471円）となっている。

担当課においては、滞納処分等法的手続きは元より、状況に応じた収納努力が伺える。しかしながら滞納額は依然として高額であり、現年度分の収納と併せて滞納額の減少を図る必要がある。

② 流用・充用について

流用・充用については、緊急でやむを得ないものであるが、出来る限り補正予算の議決を得ての執行を求めた。

③ 歳入・歳出ともに年度末を迎えるにあたり決算見込み額を精査し儉約に努め、不用額の減少に努めるよう指導した。

④ 職員の欠員への補充、人材育成に努め適切な人事管理と指導改善を求める。

⑤ 出退勤管理システムにより、終業後の時間外勤務の把握のみならず、開庁前の時間帯での出勤者が多くいたことについて把握できた。

このことについて、今後の働き方改革やワークライフバランスの推進の検討材料となり分析検討を進めて欲しい。

(2) 施設管理について

各施設について、概ね良好に管理されていた。しかし、一部施設において補修・改修等を要するものが見受けられた。

(別 表)

監 査 の 実 施 日 程

期 日	午 前	午 後	
1月20日(金)	農 業 委 員 会	南 町 民 セ ン タ ー	
1月24日(火)	健 康 推 進 課		
1月25日(水)	議 会 事 務 局 ・ 会 計 課	ま ち づ く り 課	
1月26日(木)	税 務 住 民 課		
1月27日(金)	教 育 課 （ 図 書 館 含 む ）		
1月30日(月)	第 一 小 学 校	第 二 小 学 校	
1月31日(火)	第 三 小 学 校	第 四 小 学 校	
2月 1日(水)		給 食 セ ン タ ー	中 学 校
2月 2日(木)	経 済 課		
2月 3日(金)	福 祉 課		
2月 6日(月)	建 設 課		
2月 7日(火)	総 務 課		
2月 8日(水)	総 務 課	取 り ま と め	
2月 9日(木)	取 り ま と め		

各施設 ： 南町民センター 各小学校 中学校